



## 毎年恒例の門松が 今年も出来上がりました！

公民館玄関前の門松を、今年度は米村会長をはじめ、自治連の技術集団メンバーで製作していただきました。



今年のテーマは「楽しい家族」です！  
公民館のお近くに来られた際はぜひご覧になってください。

= 助けてと 言う君のこと 見捨てない = 落合 桃子

福岡市姪浜公民館

〒819-0002 西区姪の浜2丁目10-6  
電話881-0384 FAX881-0399



### レッツ・トライ！陶芸教室 陶器でひな人形を作ろう！

かわいいひな人形を陶器で作ってみませんか？雌雛と雄雛をそれぞれ作り、一对のおひな様として飾ることができます。形作り・色付けまでした後、工房で焼いてもらいます。約1か月後に公民館に届きます。

子どもから大人まで参加できますが、未就学児は保護者同伴をお願いします。

日 時：1月18日（土）10:00～12:00

場 所：姪浜公民館 学習室

申込み：姪浜公民館（881-0384）

定 員：15名

材料費：一对1000円

講 師：スマイル工房

汚れてもいい服装をお願いします。



### スマホ教室のご案内

- 1回目 1月10日（金）10時～12時  
テーマ「初心者向け講座」
- 2回目 1月24日（金）10時～12時  
テーマ「Wi-Fiについて」

ドコモさんのとても分かりやすい説明でスマホの疑問をスッキリ解決！個人の質問コーナーもありますよ。  
参加ご希望の方は公民館に申し込んでください。

1月6日より電話受付開始です。（881-0384）



### 子育てスペース“ころころ”



未就園児と、そのご家族のためのフリースペースです。  
開催時間内であれば自由に入り出しきますので、お気軽にお立ち寄りください

今月は  
・16日（木）10:00～12:00  
・30日（木）10:00～12:00



### こすもす文庫からのお知らせ

お話し・読み聞かせ・本の貸し出し  
10日（金）赤ちゃん 11:00～12:00  
21日（火）幼児 15:00～16:00  
小学生 16:00～17:00





## 令和6年度 市県民税申告について 混雑緩和のため郵送提出をお願いします

持参提出の場合は以下で受付します。

場所	受付日時
西部出張所 2階 201・202 会議室	2月3日(月)～6日 (木) 午前10時～午後4時
西区役所 課税課 2階22番窓口	2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜・祝休日は除く) 午前9時～午後4時

### ●申告が必要な人

令和7年1月1日現在市内に住所があり、前年中に所得があった人

### ●申告が不要な人

- ①税務署へ所得税の確定申告書を提出する人
- ②所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
- ③公的年金のみの受給者で、医療費、生命保険料などの控除がない人

### ●申告に必要なもの

- ①本人確認書類(免許証、保険証など)
- ②マイナンバーカードまたは通知カード
- ③所得が分かる資料  
(給与・年金の源泉徴収票か給与明細書または勤務先が発行した給与支払証明書。給与・年金以外の人は収入金額と必要経費が分かる書類)
- ④各種控除に必要な書類(次表のとおり)

各種控除	必要な書類
医療費控除※	医療費の明細書またはセルフメディケーション税制の関係書類
社会保険料控除	国民健康保険・介護保険などの保険料の領収書、国民年金の控除証明書
生命保険料控除	保険料の控除証明書
地震保険料控除	同上
勤労学生控除	学生証または在学証明書
障害者控除	障害者手帳など
配偶者特別控除	配偶者の所得が分かる資料
寄附金税額控除	寄附金受領証明書など

※医療費の領収書の添付は不要です(ただし、5年間は自宅で保管が必要)。また、医療保険者発行の医療費の通知書を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費の通知書を添付した場合も、医療費の明細書の提出は必要)。

### 【問い合わせ先】

区課税課 895-7017 F883-8565



### 地震、豪雨…災害が起きる前にできること

#### ●家具が倒れないよう、壁に固定しましょう。

倒れた時に出入り口をふさいだりしないよう、家具の向きや配置を工夫しましょう。



#### ●電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に

備え、普段から飲料水や保存の効く食料などをローリングストック(日常備蓄)しておきましょう。

●非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。ご家族との連絡手段には、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板 web171などを活用しましょう。

#### ●各自治体で防災情報を出しています。

地域のハザードマップでどのような危険があるかや避難場所、避難経路等を確認しておきましょう。

### 実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意

●実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。



●コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教える方法はすべて詐欺です。

●不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。

●心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください( 消費者ホットライン 188、警察相談専用電話「#9110」番)。

**福岡市消費生活センター相談コーナー TEL: 092-781-0999**

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

月曜日～金曜日 9時～17時 ※来所による相談は予約制です

土曜日 10時～16時 (電話相談のみ)

祝休日、年末年始 (12/29～1/3) はお休みします

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活 検索